

サステナビリティ 報告基準の未来

政策の進化と企業が今取り得る行動

2021年6月



EY
Building a better
working world



Oxford
Analytica
PART OF FiscalNote

目次

EY Japanの視点	2
序文	3
はじめに	4
現状：影響の発生源	7
サステナビリティ関連の開示の管理は世界中でさまざま	9
グローバル基準の見通し：大きな視野で	14
企業へのアドバイス	19
略語	22
主執筆者	23
執筆協力者	24
問い合わせ先	26
本レポートについて	27
巻末注	28

EY Japanの視点

私たちは長期的価値(Long-term value)の考え方につながる Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)というパーパスを掲げています。社会を顧みない資本主義から、社会を考えた資本主義へ。そして、環境、人、企業にとって良い効果をもたらす社会へ変えていきたいと考えています。

その意味でサステナビリティという課題は私たちが目指す世界にとって極めて重要です。日本でも、コーポレートガバナンス・コードの改訂版が公表され、サステナビリティに関する開示に係る補充原則が含まれています。EYでは比較的早い段階から研究や検討を始め、多くのレポートを発行しています。当レポートは

「報告」に焦点を当てています。せっかく費やした努力は目に見える形で開示をして、一般にも広く理解してほしい一方、対象が広範に及び、フレームワークも複数あることから、分かりにくいところでもあります。ぜひご一読の上、理解の一助にいただければ幸いです。

EYはプロフェッショナル・ファームで構成されるグローバルな組織であり、ビジネスを通して社会に貢献することを目指しています。これからも私たちの知見や経験、そしてグローバルネットワークを活用し、EYは一丸となってクライアントの皆さまの課題解決に努めてまいります。



瀧澤 徳也

EY Japan リージョナル・アカウントズ・リーダー／
LTV 推進室リーダー、
Asia-Pacific サステナビリティ・リーダー

気候変動問題を中心に、サステナビリティに関する開示基準や指標化が、世界各国およびグローバルに加速しています。ビジネスのグローバル化は世界を豊かにしてきた一方で、負の外部性も増大させました。長期的な負の外部性の蓄積は各国の財政を悪化させ、回り巡って企業の事業継続性の阻害要因にもなります。こうした長期の時間軸では、サステナビリティは経営や金融市場にとっても無視できない課題です。企業は自社の及ぼす社会的影響ならびに長期的な財務への影響を把握し、可視化・管理していくことが求められています。

米国とEUをはじめ、地域ごとにサステナビリティ情報開示のアプローチは異

なりませんが、企業に透明性を求める点では共通しています。中国やASEAN 諸国でも、外国人投資家を引きつける観点から、ESG情報開示には積極的です。各国や各地域の開示規制は、投資家の市場選定に影響を与えます。EUや米国で議論されている炭素国境調整措置は、気候変動の新たな貿易圏形成の可能性を秘めています。サステナビリティは、世界の新たな資金フローを生み出します。

日本の統合報告書発行企業数やTCFD賛同企業数は、世界でもトップクラスです。一方で、サステナビリティやESGへの理解は、従来の環境配慮や社会貢献の域を超えていない可能性もあります。「量」では世界に声を届ける準備ができています。「質」の向上をもって、新たな秩序作りの一翼を担える可能性があります。



牛島 慶一

EY Japan 気候変動・サステナビリティ・サービス (CCaSS) リーダー

序文

世界が昨年共有した経験は、私たちの世界が密接につながっている、環境に翻弄されやすい、地球規模で行動を起こすべきことを明らかにしました。

公衆衛生、気候変動、社会的不平等、多様性、包摂性などの課題には、世界的な関心の高まりと、画期的で協調的な解決策が必要です。そして社会的進歩を測定し報告するために、また世界経済にとっては、温室効果ガス排出量や環境破壊など外部経済のコストを見定めた資本の配分や優れた意思決定を行うために、共通の言語が必要とされています。

過去18カ月にわたり、国際的なサステナビリティ報告基準の策定に向けて大きな前進がありました。この「サステナビリティ報告基準の未来」では、先進国市場と新興国市場における進歩を分析し、今後登場してくるサステナビリティ報告義務に対してどう対応し、どう準備するか、企業が今取り得る行動についてアドバイスしています。

最も有望な動きは、11月のCOP26では、国際財務報告基準(IFRS)財団の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が創設されることです。IFRS財団は世界の多くの地域で会計基準を設定しています。ISSBはそれらの報告の中にある考え方をサステナビリティ報告に導入し、さまざまな基準の異なる視点を尊重しながら連携を図る上で最適な役割を果たしていきます。

EYは、IFRS財団が提案するISSB創設と、世界的に統一された確固たるサステナビリティ報告基準の策定を強く支持します。加えて、欧州連合、米国、その他の地域で現地のステークホルダーのニーズや期待に応える地域基準の開発努力を支援します。私たちはIFRS財団と同様に、グローバル基準と並んで地域的な柔軟性を持たせる必要性を認識しています。

今後12~18カ月は行動を起こす好機です。企業会計と報告の分野において、ここ数十年の間で最も重要なイノベーションの1つとなる進展があるかもしれません。

多くの企業は今後のサステナビリティ開示に向けて準備していますが、同時に透明性や説明責任についても、その義務化を前に関与することを表明しています。企業とそのリーダーたちにとって、今は規制機関や市民社会と力を合わせて、一貫したグローバル基準を策定し、次世代に向けた企業報告と説明責任に役立つ重要なプロセスに貢献する時です。



Carmine Di Sibio
EY Global Chairman and CEO



Ruchi Bhowmik
EY Global Vice Chair, Public Policy



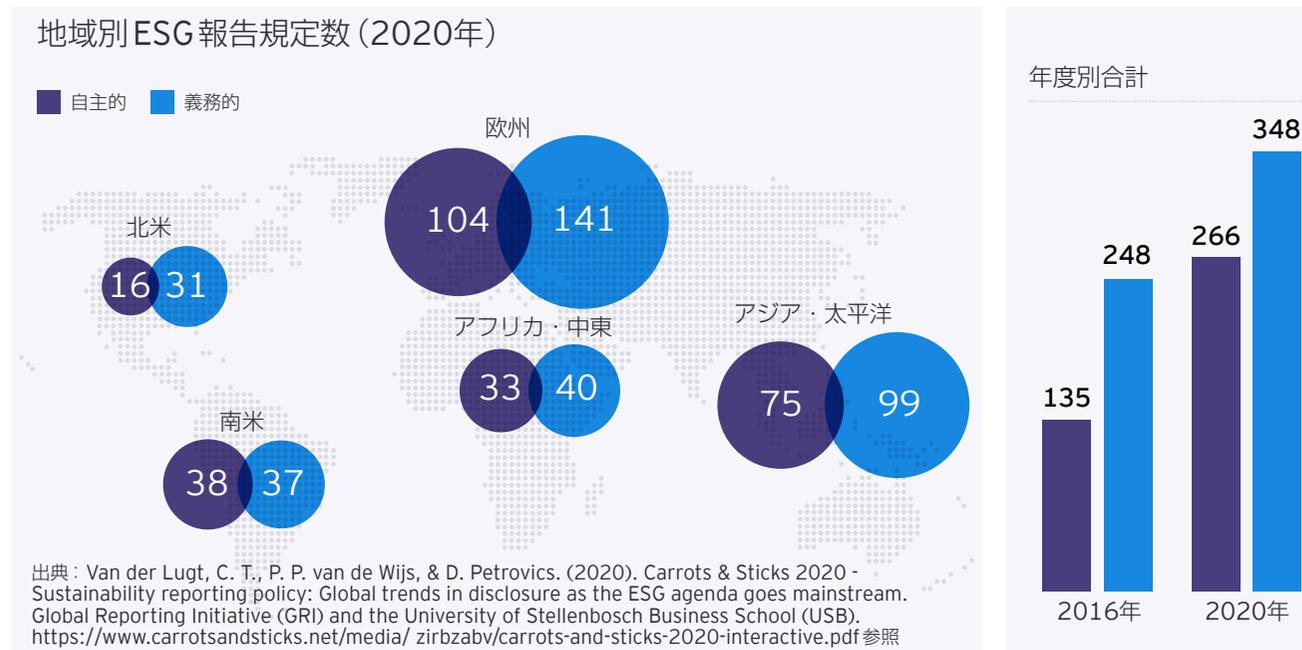
はじめに

環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する規制と基準の数は、この5年間で世界的にほぼ倍増しました。この増加に伴い、基準設定機関の「グループ・オブ・ファイブ」によって各種の報告のフレームワークが主導されています¹。世界には現在600を上回るESG報告規定があり、その多くはサステナビリティの解釈が異なっています。

ESG 情報開示について何が要求され、推奨されるのか。それに関するガイドラインが多いことから、企業は質の高い ESG 開示に照準を合わせるにあたり障害やリソース不足に直面します。例えば、上場企業は規制当局や証券取引所が公表した財務情報および非財務情報²の開示義務要件に従わなくてはなりません。広範な投資コミュニティや株主が、サステナビリティリスクに備えて透明性の強化を企業に求めているため、企業は格付け会社が設定した自主的な開示・評価プロセスを求めるとさまざまな要求にも応える必要があります。

こうした異なるプロセスや要件があるため、企業の ESG パフォーマンスの開示情報には、しばしば大きなばらつきがあります。そのため、ESG パフォーマンス評価に対する投資家の注目度の高まりと、企業が提供する標準化された非財務データの有効性や効力の間に不一致があっても驚くには当たりません。

図 1：自主的、義務的な ESG 報告規定



ESG 対象分野

ESG 基準には一般的に次の分野が含まれます。

環境： 廃棄物管理、排出量の影響、エネルギー効率、大気汚染・水質汚染、環境保護、生物多様性の損失と回復

社会： 人権、労働者の権利、労働条件、安全衛生、従業員関係、雇用均等、性別多様性、賃金格差、腐敗防止、地域社会への影響

ガバナンス： 所有権と構造的透明性、株主の権利、役員会の独立性と監督、多様性、データの透明性、企業倫理、役員報酬の公正さ

こうした基準の目的は、企業が自らもたらした環境と社会に及ぼす影響を測定し、公開し、管理し、ESG 関連リスクに対して的確な測定と管理を促し、より良い企業市民になるように支援することです。

高まる機運

どのような情報の報告が求められるのか、地域間相互や地域内で比較可能性に関するコンセンサスがないため、過去18カ月、世界的にサステナビリティ関連の財務報告基準の調和に向けた機運が高まりました。最も有望な進展は、2021年11月にCOP26で発表が予定されるIFRS財団のISSBです。既存のフレームワークの上に構築され、グループ・オブ・ファイブ、世界経済フォーラムの国際ビジネス評議会(WEF IBC)、証券監督者国際機構(IOSCO)によって支持されたISSBは、世界的なサステナビリティ関連財務報告基準の開発および維持を担います。それは企業価値にも関連します。IFRS財団とステークホルダーとの広範な協議の結果、サステナビリティに関する質の高い世界的な財務報告のフレームワークが早急に必要だという結論が出されました³。G7(7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議)は、6月5日のコミュニケでISSBへの支持を表明し、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に基づく気候に関する財務情報の開示義務化を求めています。

大きな未来図

IFRS財団などの機関による、開示内容の調和に関するイニシアチブは、国家や地域の違いから生じる政治上、規制上の多くの問題に直面し、利害が異なるステークホルダーのエコシステムの影響を受けます。本レポートでは、個人から公的機関や民間組織まで、サステナビリティ報告の議論を巡って役割を果たすさまざまなアクターに代わり、広範な政治的な考え方を説明します。このエコシステムに組み込まれたアクターは、さまざまな影響度と異なる目的を持って意見を述べます。それぞれのアクターは、世界的なサステナビリティ報告に関する今後の議論の方向性に最終的な影響を与えるような政治的考え方の中で活動しています。本レポートは、企業がダイナミックに進化する大海原をどのように航海していけるかについて、推薦できる概要を示して締めくくりとします。

IFRS財団はサステナビリティに関する世界的な財務報告のフレームワークが早急に必要と結論付けています。

現状：影響の発生源

サステナビリティ報告の動きは市民社会から発生し、社会的責任のある少数のアクティビスト投資家の間で注目を集め、彼らが広範なステークホルダーへの影響を開示するよう企業に要望してきました。

この数年で、サステナビリティの問題が長期にわたって企業のリスク、収益、価値に影響を及ぼすことに主流派の投資家が注目するようになり、サステナビリティの議論の方向は大きく変わりました。主流派の投資家は、企業のサステナビリティパフォーマンスに関して、一貫性と信頼性があり、比較可能な情報を求めるようになりました。この変化は証券規制機関に関与を促し、サステナビリティの問題に真剣に向き合い対応するよう、企業幹部に影響を与えています。IFRS財団が提案するISSBは、主流派の投資家がサステナビリティの情報を求めているなければ実を結ばなかったでしょう。

質の高いサステナビリティ報告に対しては、トップダウン、ボトムアップの双方から圧力がかかっていると考えられます。ボトムアップの視点では、市民社会が政治／政策担当者、企業関係者に対し、ESG分野で前向きな変化を起こす

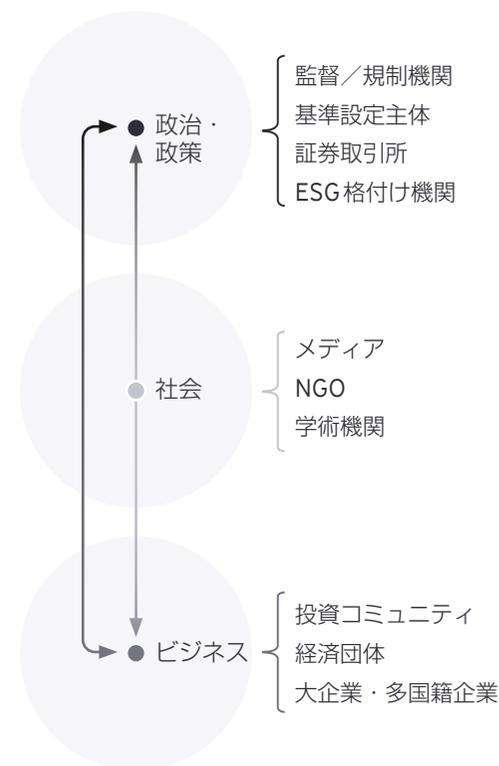
よう働きかけています。規制当局や基準団体によるトップダウンの圧力もあります。彼らは政策やベストプラクティスのガイドラインを通じて、コンプライアンスや行動変容を促進しています。一方で投資家は、持ち株や資本配分を通じてESG開示を改善するよう企業に直接働きかけています⁴。

このサステナビリティ報告エコシステムに含まれるさまざまなプレイヤーは、影響を持つステークホルダーとして主に3つのカテゴリーに分類できます。各カテゴリーには異なる目標があります(図2：影響の発生源を参照)⁵。

政治・政策のインフルエンサーとビジネスのインフルエンサーが双方向の密接な関係である一方、社会的主体は政治・政策と、ビジネスのインフルエンサーに対して一方向で関わっています⁶。影響の3つの発生源それぞれの中で、サブカテゴリーのインフルエンサーが密接に関わり合っています。例えば政治・政策の場合、規制機関や基準設定主体が互いに影響し合っています。各サブカテゴリー内では、関連するアクターが自身のステークホルダーやサプライチェーンパートナー(例：Appleのサプライヤー責任規約)に影響を与えます⁷。

図2：影響の発生源

グローバルサステナビリティ報告エコシステム



出典：Oxford Analytica research

政治・政策とビジネスのインフルエンサー同士の親密度は地域によって異なります。欧米の多くの地域では、政治・政策とビジネスとの間に明確な線引きがあります。その違いは国の規制機関やビジネス集団が果たす役割の違いにも反映されます。

ESG報告は、社会的主体による最適な報告のあり方に関する提唱や具体化への継続的な支持活動に、大きな影響を受けています。2000年代に起こった気候変動と環境保護に関わる動きはその良い例です⁸。社会的主体が、この重要な役割を長期的に担い続けることが期待されます。

過去20年以上、ESG分野のインフルエンサーは、サステナビリティの議論を進めるためさまざまなメカニズムや戦略を採用してきました。E（環境）とS（社会）のインフルエンサーは名指しによる非難⁹、直接的なロビー活動、直接請求¹⁰、株主や投資家の活動¹¹、評価機関の設立など

の手段を通じて議論に影響を与え、政府、企業など広範な社会活動を動かしました¹²。G（ガバナンス）のインフルエンサーも基本的にこうした手法を使いますが、変化を促す影響の発生源として、同業種のネットワーク¹³も活用しています。世界的なサステナビリティ基準に影響を与える現在と将来の戦略は、こうしたメカニズムのサブセット（小集団）になります。

こうした影響力行使の手法を部分的に支えているのが、ステークホルダー資本主義の考え方です¹⁴。その考え方によると、企業の目的は従業員、顧客、サプライヤー、地域社会などすべてのステークホルダーへの影響¹⁵を考慮し、長期的な株主価値を創出、最大化することです。一部の著名な企業幹部、証券取引所¹⁶、政府系投資ファンド¹⁷は、この考え方を採用する責任を積極的に負い、世界的なサステナビリティの議論に影響を与えます。

今後も繁栄を続けるには、各企業は財務パフォーマンスだけでなく、社会にどのように貢献しているかを示す必要があります。株主、従業員、顧客のほか、事業の拠点であるコミュニティなど、すべてのステークホルダーに利益をもたらす必要があります

ラリー・フィンク氏
BlackRock 社会長兼最高経営責任者
「2018 Letter to CEOs」

サステナビリティ関連の開示の管理は世界中でさまざま

各地域では、サステナビリティ報告に対して異なるアプローチが取られています。マテリアリティ（重要性）の定義の仕方や、各地域がそれぞれのフレームワーク中でE・S・Gそれぞれにどのように取り組んでいるかに、それは表れています。

確立されて久しい財務会計上の概念であるマテリアリティは、証券取引法や証券規則の根幹を成すものです。米国連邦最高裁判所はこのマテリアリティが情報として開示されると、「利用可能な情報の『トータルミックス』を大幅に改変してきたと合理的な投資家によってみなされるはず」という情報と定義しました¹⁸。

米国で用いられるマテリアリティの定義は、投資家のニーズに沿って変化し得る柔軟な概念です。その他の世界的に重要なアクター、特に欧州連合（EU）とWEFは、非財務的な事柄におけるマテリアリティの定義と使い方が異なり、「ダブルマテリアリティ」や「ダイナミックマテリアリティ」という概念を導入しています。

自社のオーディエンスを理解する：異なるESG開示は異なるステークホルダー集団に関連します

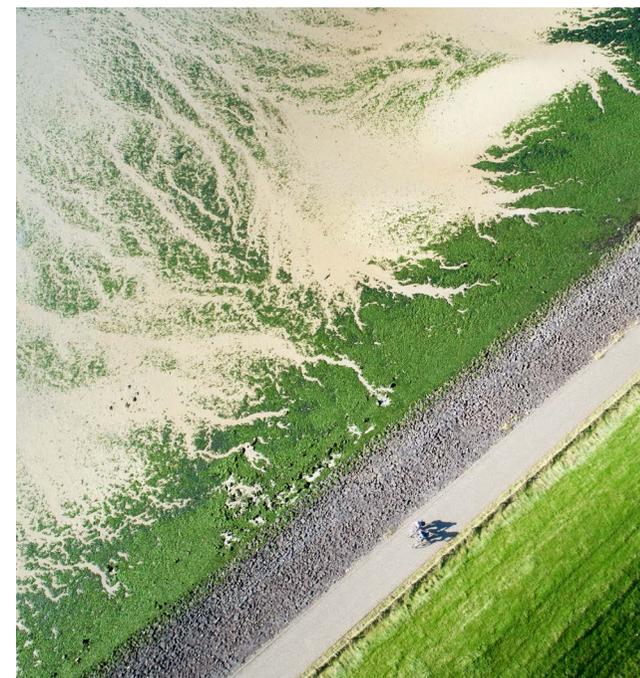
ダブルマテリアリティの概念は、欧州委員会¹⁹にまず取り入れられました。企業が次の2つの面で報告を行うべ

きとの考え方に基づいています。

- ▶ **企業価値への影響**：企業価値に影響を与えるサステナビリティトピック。この内部に影響を与える主なオーディエンスは、投資家、貸付業者、債権者です。これが「マテリアリティ」という用語の従来の解釈です。
- ▶ **人、環境、経済への影響**：経済、環境、人に幅広い影響を与えるサステナビリティトピック（GRIの定義による人権を含む）²⁰。この外部に影響を与える主なオーディエンスは、政府、消費者、ビジネスパートナー、従業員、市民社会組織、地域社会です。

WEFが定義するダイナミックマテリアリティ²¹では、現在と将来の問題が業界全体または特定の企業にとって財務的にどのように重要になるのかを予測します。企業や業界にとって現時点で財務的に重要でなくても、将来、重要になる可能性があります。

「グループ・オブ・ファイブ」は、ネスト型マテリアリティという関連概念を導入して、広い範囲から狭い範囲まで3つの報告範囲について説明し、サステナビリティ問題が時間の経過に伴い各範囲を行き来するものとしています。その範囲には、(1) すべてのサステナビリティ問題への企業の影響（経済、環境、人）、(2) 企業価値に影響を与えるサステナビリティ問題、(3) 中核となる財務情報がありません²²。



サステナビリティ開示の要件と優先度の2つの見解：米国とEU

米国とEUは、サステナビリティ報告に対して異なる道を歩んでいます。ガバナンス、法的慣習、国(域)内関心のバランスが異なっているからです。最近まで米国は義務的なサステナビリティ開示に関して、マテリアリティの概念と結び付いた原則主義のアプローチを採用してきました。自主的なサステナビリティ報告は市場ニーズによってけん引されています。一方でEUは、一般的に制度化した優先事項や過去の法的判断と整合性の取れた規制手段によって、マテリアリティの考えの実現を重視しています²³。

米国では、ビジネスを理解するために重要であれば、米国証券取引委員会(SEC)が株式公開会社に対して、人的資本や経営上重視している方策や目標など、一定のESG情報の開示を求めています。SECは2010年に、米国証券取引法と証券規則が、企業の状況に応じて気候関連情報の開示をどのように求めるかに関するガイダンスを発表しました。SECは新たな規制イニシアチブも積極的に検討しています。しかし、既存の規制のフレームワークの下で企業が開示を求められる情報のレベルは、他の多くの先進国市場に比べて極めて少ないという一般的合意があります。SECは最近、気候に関する新たな開示情報の公的な要請や気候関連の開示内容の審査など、気候やESGの報告についていくつかの動きを見せています²⁴。

EUは2021年4月、非財務情報開示指令(NFRD)下の報告要件の改正案を採択しました。これまでは従業員数が500人を超える大規模な公益法人に対して、贈収賄と汚職の防止、人権保護のパフォーマンスなど、環境、社会、従業員に関する事項の開示を求めています²⁵。改正案の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)²⁶では、すべての大企業²⁷とEU規制市場で上場しているすべての企業(小規模の上場企業を除く)に範囲を広げています。CSRDは企業の監査人または独立した保証サービスプロバイダーによるサステナビリティ情報の「限定的保証」を求めることによって、サステナビリティ報告を財務報告に近づけています。今後、財務情報向けの保証基準である「合理的保証」に進む選択肢もあります。CSRDの対象範囲の企業は、2023年1月1日以降に始まる会計年度からそれに応じる必要があります。

注目すべきは、EUが持続可能な財政のために極めて具体的なタクソノミー(分類法)²⁸や行動計画²⁹を開発していることです。この分類体系は、EUグリーンディールの下でどのような経済活動が資金を集められるかに大きな影響を与えます³⁰。

EUを拠点とする
大企業と外国企業の
EU内の子会社のほとんどが
CSRDの対象範囲となります

50,000 社
対象範囲の概算企業数

2023年1月
2023年1月1日以降に始まる
会計年度から有効

義務的開示に対する異なる法的アプローチ

企業の開示を定める法の構造や法的責任の内容は、地域によってさまざまです。企業の開示に関する訴訟リスクが最も大きいのは米国です³¹。異なる市場における法的フレームワークや訴訟リスクレベルは、共に自主的開示と義務的開示の性質や受容度合いに影響を与えます。

米国のフレームワークは、投資家保護、資本形成、公正かつ秩序ある市場のフレームワークを中心に構築されています。対照的にEUのフレームワークは、多様なステークホルダーの開示義務化を中心に構築されています。米国証券取引法には多様なステークホルダーの開示義務化という概念はありません。

EUがすべての企業が報告すべき具体的指標を規定するアプローチに向けて取り組んでいることも考慮に値します。対照的に米国では、SECが具体的に規定しない限り、投資家にとってどの情報が重要かについては企業が決める考え方向向かっています。



その他地域でのESG開示義務化の動き

英国では、2006年会社法に基づき、温室効果ガスの年間排出量、多様性を開示する報告の提出義務があります³²。株式の扱いが「プレミアム上場」区分の企業は、2012年のコーポレートガバナンス・コードの主要な原則をどのように適用するかについての報告を求められます³³。英国政府は2025年までにTCFDに従う用意があると表明しています。

カナダでは、上場しているすべての連邦法人（具体的には会社法³⁴で管理される企業）に対して、年次株主総会の資料の一部として、企業の役員会と経営幹部チームに関する多様性のポリシーについて公開を求めています。企業は少なくとも連邦が指定する4つの過小評価されているグループ（女性、先住民、可視的・少数民族マイノリティ、障害者）の構成について、開示が求められます。現時点では、環境または社会に関する義務的開示要件はありません。しかし、オンタリオ州の資本市場近代化タスクフォースによる2021年の最終報告では、特にTCFDの推奨に沿った気候変動関連の開示に関して、規制機関への提出書類での重要なESG情報の開示義務化を推奨しています³⁵。

中国本土では、中国証券監督管理委員会（CSRC）と環境保護部が連携し、すべての上場企業に対して事業に関連した企業価値へのESGリスクの開示を求める要件を採用します³⁶。上海と深圳の証券取引所はすでにガイダンスを発行し、上場企業によるESG報告の開示の改善を求め（環境保護対策など社会的責任の開示を上場企業に要求）、ESG関連のトレーニングを提供しています。上海のIPO要件では、企業は毎年サステナビリティ報告を提出しなくてはなりません。

香港では、ESG報告義務が上場規則として必須であり、正確には「comply or explain（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」と表現されています³⁷。要求されるESG条項を1つ以上報告しない場合、企業はESG開示報告の中で報告しない理由を誠実に明記する必要があります。

中国のESG開示行動を理解する

国連責任投資原則への中国企業の加盟数増加が示すように³⁸、中国本土でのESG開示が急増しています。その要因は2つ考えられます。

第1に、習近平国家主席の下で中央集権化が進む中国は、公営企業と民間企業全体の意思決定にESGパフォーマンスの考えを迅速に取り入れるメカニズムを提供しています。中国にはこのガバナンス構造³⁹により、上からの圧力でサステナビリティ基準を速やかに取り入れることが期待されています。

第2に、中国は海外直接投資の法規制を緩めています（例：2020年の外国投資法）⁴⁰。またESG開示の増加を通じて外国からの金融市場⁴¹へのアクセスを拡大し、外国人投資家の権利や利益の保護を強化しています。中国市場に投資機会を求める外国企業の参入や活動の活発化によって、ESGへの対応がさらに提唱されます。



アジア・太平洋地域では、規制機関と証券取引所がESG情報の報告にさまざまな方法を採用しています。オーストラリア、日本などの市場では、ESG報告は自主的な取り組みです（日本は今後のESG開示のフレームワークの推奨も発表）。シンガポールでは、報告義務は「comply or explain（遵守せよ、さもないければ説明せよ）」に基づきます⁴²。地域全体では、報告義務の強化に向けたトレンドが強まり、ESG開示に向けた強制的な義務化への段階的承認が進みつつあります。

新興市場：ESG報告基準改善が必須

新興市場では、いくつかの理由でESG報告基準の改善が必須です。新興市場は世界有数の企業500社⁴³にとって主要な製造拠点であり、サステナビリティパフォーマンスが重要です。ESGに力を入れている現在と将来の外国人投資家をつなぎ止めるには、開示・透明性・リスク管理の向上が求められます。外国からの投資を維持し、誘致したければ（特に世界中で持続可能な投資に利用される30兆米ドルを超える資金のうち大きな割合を呼び込もうとするならば⁴⁴）、ESG問題に大いに注目すべきです。

新興市場で最も注目を集めているプレイヤーは中国です。中国は制度や経済上の理由（前述の通り）から、2020年代初頭の国際的な開示の増加を先導しています。しかし、ブルームバーグによる中国本土の現在のESG開示スコア⁴⁵は21.6（香港は29.9）です。スコア46.9の首位フランスの半分以下、地域内の競争相手である日本の24.1にも届かず、中国ではまだやるべき仕事があることを物語っています。

中国と米国は現在、G20の持続可能な金融システムワーキンググループ⁴⁶の共同議長を務めています。理論的には、両国は特に環境分野で開示原則を収束させる可能性があります。その方向に向かわない可能性も十分にあります。中国は選択的、戦略的タクソノミー（例：EU・中国間のグリーン投資イニシアチブ）を調整する二国間協定を通じて、EUなど主要地域と平行して関係を持つでしょう⁴⁷。

グローバル基準の見通し： 大きな視野で

IFRS財団が基準の調和を推進します

IFRS財団のISSBによるかじ取りで、サステナビリティに関する財政報告のグローバル基準採択の実現性が高まっています。IFRS財団はグローバル基準の設定に実績があり、この取り組みの先導役として適任です。

ESG開示を義務的要件として各地域が採用し、外部の保証を受けて市場の分断を避けることができれば、ISSBの報告基準の強化、グローバルな正当化につながります。ISSBが発足する政治的文脈を広く理解することが重要です。

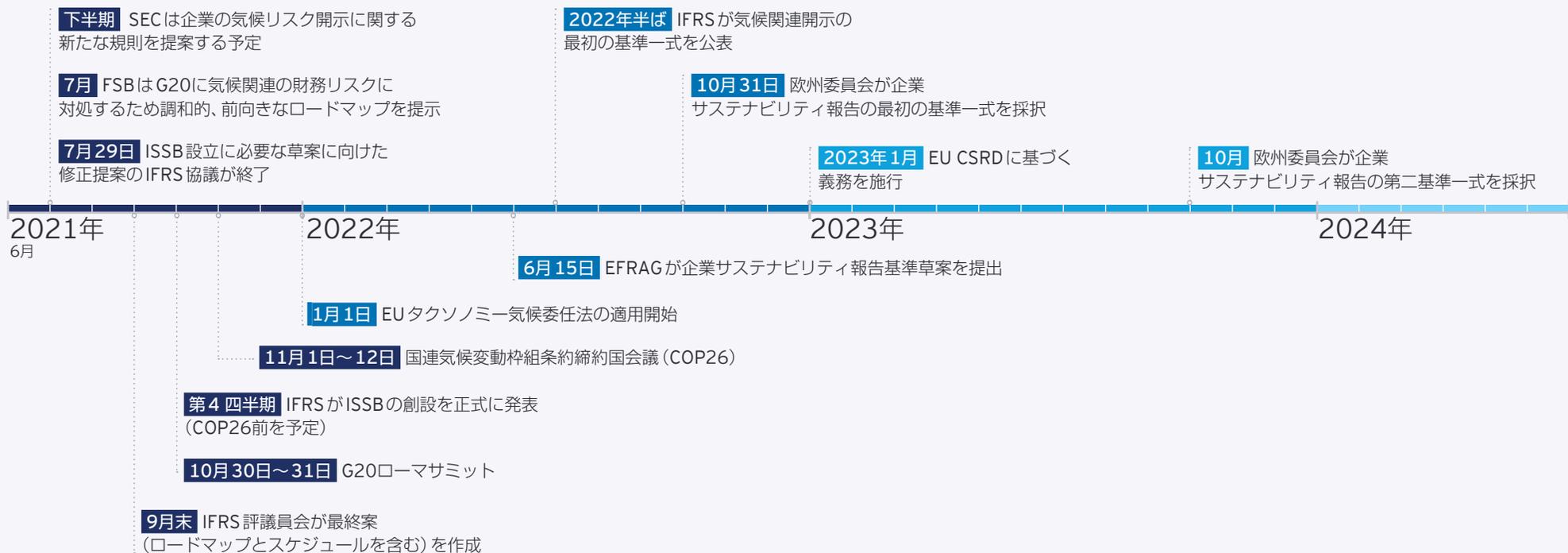
なぜ基準設定が重要なのか

一貫性と信頼性があり、比較可能な情報を手に入れる最も有効なメカニズムの1つが、基準の策定です。しかし、基準のコンセプトはターゲットユーザー（例：資本市場や社会）の意見を基にしています。開示規則の基準を策定する上で、ターゲットユーザーを明確にし、情報のユースケースが何を伴うかを把握する必要があります。基準設定主体は必ず意思決定のメカニズムを持ち、そのメカニズムがユーザーとユースケースを明確に定義する必要があります。優れた基準は将来の大きな革新に備えて余裕を残しています。

サステナビリティ関連の開示に伴う付随的な課題の1つが、すべての地域に一貫して適用されるユーザーやユースケースの明確な定義がこれまでなかったことです。本レポートで論じているように、異なる地域が異なる政策目標や法体制を持つため、問題はさらに複雑化しています。



図3：注目すべきポイント



出典：Oxford Analytica research

ベースラインサポートを推進

ISSBは「ビルディングブロック」アプローチでグローバルなサステナビリティ報告のベースラインを提供し、各基準にまたがる十分な比較可能性と適用の一貫性を確保します。同時に、地域的な報告要件を追加する場合に調整できる柔軟性を提供します。このアプローチはベースラインサポートを推進するのに適しています。

2018年時点で144の地域⁴⁸がIFRSの会計基準を使用しています。こうした地域の多くは、新しいESG基準をベー

スラインとして使用するよう企業を後押し、要求しています。ほぼ15年がかりで包括的な一式のIFRS会計基準が開発され⁴⁹、主な地域や組織が全面的に基準を導入するまでにさらに10年かかりました。ISSB基準の採用は、ビルディングブロックアプローチを採ることで、多くの地域でより迅速に進みます。

主要な規制機関は、すでにESG報告の世界的フレームワークの開発とISSBの創設を支援しています。IFRS財団の取り組みは、国連、G20財務大臣、WEF、IOSCOなど主要なア

クターの支持を受けています。各アクターはサステナビリティに関して世界的に一貫した、比較可能で質の高い報告基準一式が必要という点で一致しています。ISSBのアプローチがサステナビリティ会計基準審議会(SASB)やグローバルレポーティングイニシアチブ(GRI)など主要な基準設定主体による既存のフレームワークや基準の上に構築されている点も、支持を後押ししています。

欧州銀行連盟や世界的な投資会社（例：BlackRock社のCEO、ラリー・フィンク氏の書簡）⁵⁰など、主要なビジネス集団も支持しています。ビジネス集団は単一のグローバル基準を、投資家が十分な情報に基づいた意思決定を通じて長期的で堅調な収益獲得方法を判断するメカニズムとして捉えています。「Embankment Project for Inclusive Capitalism（統合的な目線による新たな資本主義社会の構築に向けた取り組み）」⁵¹など、民間企業が進める最近のイニシアチブは、金融市場への長期的な価値を測定し、実証するための指標の特定に努めてきました。WEF IBCと会計コミュニティは重要なESG指標と推奨開示事項の共通セットを開発し⁵²、正式なグローバルソリューションへの確かな足掛かりにすると同時に、企業の報告行動の形成に直接影響を与えています。IBCの根底にあるのは、「社会の長期目標に合わせて自社の目標を設定できる企業が、社会に最も貢献できる」という精神です。国連の持続可能な開発目標（SDGs）はそうした目標設定のロードマップとして機能します⁵³。

独自路線を行く欧州連合

欧州委員会は、非財務報告分野で欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に向けて、独自の基準設定義務の発行を進めています。2022年6月15日までに最初の基準草案一式が発行される予定です。EFRAGは、EUの基準とIFRS財団の基準との間に統一性と一貫性を持たせる目的で、ISSBなどの世界的な収束努力に「共同開発者」としてのEUの参加を提案しています⁵⁴。EUはISSB報告を補完的なツールとして利用する可能性がありますが、欧州の公益に資するとなれば、「格上げ」するでしょう。

EUのもう1つのイニシアチブである炭素国境調整措置（CBAM）も、ESG報告に影響を与えます。この措置の目的は、温室効果ガス排出の規制や目標が緩い外国の競合から、EU内の産業やビジネスを保護することです。CBAMがどのように機能するか、まだ定まってはいませんが、輸入品にカーボンペナルティを課す可能性があれば、域外の地域にも範囲を広げます。このペナルティを回避するには、EU市場との取引を求める企業はEU基準に沿ったESG報告を採用する必要があります。

CBAMがどのように設計されるかによって、国際基準とEU基準の収束への機運が高まるのか、両者の違いが際立つのか、そのいずれかになります。グローバル基準がEUによって採用される思い切った気候目標を満足させるには、利害の範囲が広すぎます。そのため多様化する可能性が大いにあります。

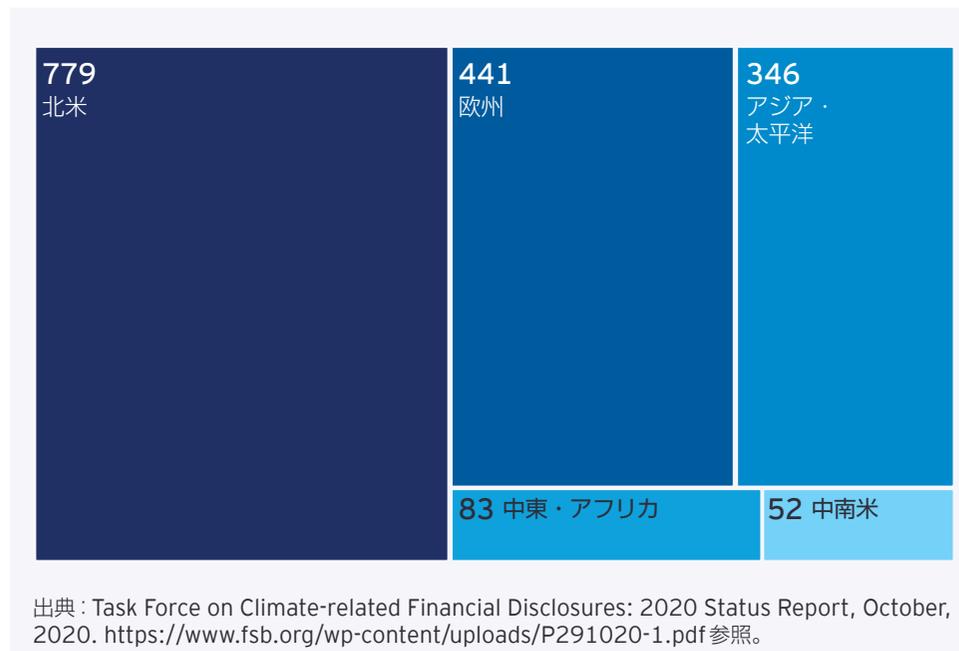


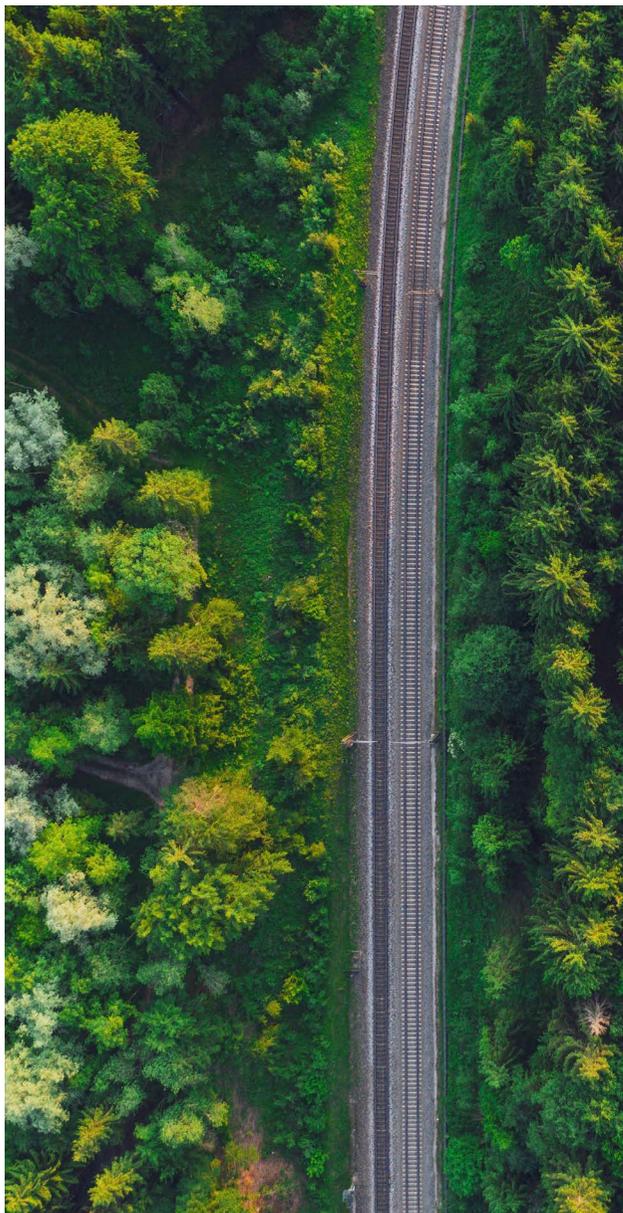
IFRS財団の「気候ファーストのアプローチ」

金融安定理事会 (FSB) のTCFDは、IFRSの「気候ファーストのアプローチ」の基準点として機能するという幅広い合意があります。気候関連の財務情報の改善と増加を目的として、2015年にFSBが創設したTCFDは、気候リスク開示の事実上の世界基準になりました。TCFDのガイドラインは1,700社以上が使用し、世界有数の公開会社100社のうち60社近くが支持しています。英国など一部の国では、TCFD開示の義務化も始まっています。

それにもかかわらず、報告する企業数のほか、気候関連のリスクと機会に関してTCFDが設定する4つの項目（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）をどのように適用するかという点で、TCFD準拠の開示範囲が地域間で異なります⁵⁵。例えば2019年には、欧州企業の60%がTCFD準拠の開示を通じて気候関連問題が企業戦略に与える影響を報告しましたが、中南米では13%の企業にとどまっています。

図4：地域別のTCFD準拠の開示（2019年の報告企業数）





E・S・Gの目標に大きなばらつき

IFRSが提案したサステナビリティ報告基準は、環境問題に十分備えたものとなるでしょう。環境問題はその性質上、地域を区別せず各国にまたがる課題です。

環境的要因

2021年3月時点で191の地域が2016年のパリ協定⁵⁶に参加を表明し、温室効果ガス排出量と汚染を抑えるため、より厳しい規制を課すようになりました（またはその方向で取り組んでいます）。同時に国の補助金を使って再生可能エネルギーや電気自動車を積極的に推進しています。しかし、環境パフォーマンス情報はいまだに不十分で、投資家と市民社会のアクターからの高まるニーズに応えるには、環境リスクの統計情報とデータ開示がさらに求められます。IFRSが提案したサステナビリティに関する報告基準は、こうした懸念に直接対処します。IFRS財団のISSBが気候関連の問題に第一に取り組む、この分野の勢いを世界的に高めるのは戦略的に賢明です。

社会的要因

社会的課題に対するコミットメント度合いは、現在の政治的管轄区、すなわち地域の間で大きく異なります。例えば、人権基準への取り組みや評価は、価値観の違いにより議論を呼ぶ上、政治的な影響を大きく受けます。政治的権利や市民権と社会的・経済的・文化的権利との間の優先順位は、現在は地域間で異なります。国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）と国連が支持する責任投資原則（PRI）が、ESG投資における人権への配慮の向上に欠かせません。グローバルなサステナビリティ基準が効果を発揮するには、さらなる明確化が必要です。

企業ガバナンスの要因

企業ガバナンスの点では、新興市場の多くの上場企業が不透明で複雑な所有構造をしています。投資家の議決権には、ほとんど（まったく）影響力がありません。例えば、中国では集中的株式所有構造のため、大株主と中小株主との間の潜在的な利害対立が企業ガバナンス上の大きな問題となっています。透明性の問題もあります⁵⁷。ESG格付け会社は古い企業情報での格付けを常に強いられます。グローバル基準が十分に機能を発揮するには、さまざまな官民両組織の構成、構造、関係に対応する必要があります。

企業へのアドバイス

本レポートでは、サステナビリティの基準設定と報告の分野で進行している大きな変化を取り上げました。今後12～18カ月以内に、新しく創設されるISSBが、サステナビリティに関する財務報告基準のための世界的フレームワークの整備を最小限の規模から始めます。欧州委員会のCSRDの対象である約5万社の企業は、2023年1月から指令を遵守する必要があります。

全体としてサステナビリティ報告に必要なのは、透明性だけではありません。変革が重要です。以下に薦めるアドバイスでは、こうした新たな要件に企業がどのように対応し、準備できるか提案します。

サステナビリティ報告の義務化を待たずに行動する

サステナビリティ報告が変化し続ける中で、「どの基準や指標に備えるべきか」、「どれを待つべきか」、企業はそのタイミングを問いかけてきました。

一部の企業は、該当地域でサステナビリティ報告が義務化されるまで傍観する選択をしていますが、これは誤ったアプローチです。規制機関がサステナビリティ報告基準を進展させている間は、企業にとって、今のうちに将来の開示に向けて準備し、透明性と説明責任に全力で取り組む絶好の機会です。IFRSなどの規制の取り組みが「気候ファーストのアプローチ」を採る一方で、環境・社会・ガバナンスの分野全体の報告について検討することが企業にとって重要です。

この機会を生かせば、企業は新たな基準が施行された時に正しい方向に進めます。集めた情報を戦略の資料やリスク管理に利用したり、持続可能で強力なパフォーマンスを長期的に達成するために利用したりもできます。

企業は手始めに、該当するセクター、戦略、ステークホルダーに関係の深い指標を特定し、そうした指標について報告する能力を培う必要があります。WEF IBCが開発したステークホルダー資本主義に関する指標は、業界や地域にとらわれない指標の優れた出発点です。これは既存の基準や指標から導き出されたもので、TCFDの推奨事項がすべて盛り込まれています。

ESGとサステナビリティ報告を役員会の議題にする

変化を続けるESG投資や資産運用のトレンドが、資金調達や投資家向けの情報発信にどのように影響しているかを把握することは、経営幹部にとって極めて重要です⁵⁸。長期投資家を引き付け、株主の支持を確保するために、企業がこうしたトレンドを効果的に活用しているか、経営幹部は十分な情報に基づいて確認しなくてはなりません。

経営幹部は民間市場と規制に関するイニシアチブを理解し、主要地域やIFRS財団内での進展を注視し、ESGデータ提供会社から自社がどのような評価を受けているか認識する必要があります。また、マテリアリティ評価を監督し、広範な戦略と統合型リスク管理(ERM)にESGが組み込まれるよう支援する必要もあります⁵⁹。

サステナビリティ報告の信頼を築くための保証を求める

企業や団体などの組織が多くのESG情報を報告、開示するようになると、開示情報の奥行き、信頼性、リスクエクスポージャー(リスクの影響度)、回復力、「グリーンウォッシング」(装った環境配慮)の懸念など、多くの問題に直面する覚悟が必要です。信頼を築くために、自社のサステナビリティ報告が、財務報告と同等の支持される監査証跡に裏付けられた、しっかりしたプロセスと制御を保持することを企業は保証すべきです。

企業は、ステークホルダーの信頼感を高め、今後の規制義務を遵守する手段として、監査への対応に力を入れる必要があります。例えば、欧州委員会のCSRDでは、報告するサステナビリティ情報に関して、監査人または独立した保証サービスプロバイダーによる限定的保証を求めるよう大企業に要請しています。

財務部門と連携する

企業がすべてのステークホルダーに企業価値を配分できるのは、経営指導部によるビジョン共有の下で、組織全体のスキルや持てる能力を活用した場合のみです。財務部門はこの集団的努力の中で重要な役割を果たします。特に投資家などのステークホルダーの要求を聞き入れ、理解し、関連付け、妥当かつ重要な指標や開示に変換します。

報告はステークホルダーに信頼され、信用され、妥当なものであり、財務情報と非財務情報の間に明確な関連性がなければなりません⁶⁰。CFOと財務責任者は、サステナビリティとESGの報告実践を指導してきた経験や知識に基づき、非財務報告のプロセスと制御に規律を加えることができます。財務部門は効果的なガバナンスを確立し、財務以外のプロセス、管理、データ公表に関して独立した保証を取得する手助けができます。これはステークホルダーとの信頼と透明性を築くのに欠かせません。

基準の設定プロセスに寄与する

世界の指導的な企業の多くが、サステナブルな発展にとってESGの問題が重要だと認識し、長期的な価値創造を企業戦略に組み込んでいます。こうした企業は、規制機関による開示義務化を待たずにプロセスに参加し、経験を通じて学習する機会とみなしています。

企業は開示を通じて、標準化議論における信頼性を高めることができます。WEF IBC指標⁶¹の報告に関与している約80社の集団的取り組みからもそれは明らかで、長期的価値と国連SDGsへの貢献度を報告する際のばらつきが減少しました。こうした問題への民間セクターの対応準備が高いレベルにあるという力強いメッセージを、これらの企業は発信しています。

略語

CBAM (Carbon Border Adjustment Mechanism) :
炭素国境調整措置

CDSB (Climate Disclosure Standards Board) :
気候変動情報開示基準審議会

COP26 : 2021年度国連気候変動枠組条約締約国会議

CSRC (China Securities Regulatory Commission) :
中国証券監督管理委員会

CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive) :
企業サステナビリティ報告指令

EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group) :
欧州財務報告諮問グループ

ESG (Environmental, social and corporate governance) :
環境・社会・ガバナンス

FSB (Financial Stability Board) :
金融安定理事会

GRI (Global Reporting Initiative) :
グローバルレポーティングイニシアチブ

IOSCO (International Organization of Securities Commissions) :
証券監督者国際機構

NFRD (EU's Non-Financial Reporting Directive) :
EUの非財務情報開示指令

PRI (Principles for Responsible Investment) :
責任投資原則

SASB (Sustainability Accounting Standards Board) :
サステナビリティ会計基準審議会

ISSB (International Sustainability Standards Board) :
国際サステナビリティ基準審議会

SEC (US Securities and Exchange Commission) :
米国証券取引委員会

TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) :
気候関連財務情報開示タスクフォース

UNGPs (UN Guiding Principles on Business and Human Rights) :
国連ビジネスと人権に関する指導原則

WBCSD (World Business Council for Sustainable Development) :
持続可能な開発のための世界経済人会議

WEF IBC (World Economic Forum International Business Council) :
世界経済フォーラム 国際ビジネス評議会

主執筆者

Stina Warnstam Drolet

Head of Sustainability, Oxford Analytica

Mark Elsner

Director of Advisory, Oxford Analytica

Dr. Isabella D. Bunn

Oxford Analytica International Advisory Council

Reza Hasmath

Oxford Analytica Contributor,
Professor in Political Science at University of Alberta

執筆協力者

Barend van Bergen

Partner, Ernst & Young LLP (UK),
and EY Global Long-Term Value Methodology Leader

Ruchi Bhowmik

Principal, Ernst & Young LLP,
and EY Global Vice Chair, Public Policy

Neri Bukspan

Partner, Ernst & Young LLP (US), and EY Americas
Accounting, Reporting and Governance Leader

Mary K. Cline

Director, Ernst & Young LLP (US), and
EY Senior Policy Advisor, Office of the Global Chairman

Charles Council

Senior Associate, Creative Services Group,
Ernst & Young LLP (US)

Andrew Cowell

Partner, EY Japan Co., Ltd, and EY Japan
Mining & Metals Sector Leader

Jessica Cunningham

Assistant Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy

Rani Doyle

Managing Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Americas Center for Board Matters

Eric Duvaud

Partner, Ernst & Young et Associés (France), and EY France
Climate Change and Sustainability Services Leader

Jan-Menko Grummer

Partner, Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (Germany),
and EY GSA Long-Term Value Lead

Matt Hanify

Administrative Lead, Creative Services Group,
Ernst & Young LLP (US)

Andrew Hobbs

Partner, Ernst & Young LLP (UK),
and EY EMEA Public Policy Leader

Stephen W. Klemash

Partner, Ernst & Young LLP (US),
and EY Americas Center for Board Matters Leader

Nobuko Kobayashi

Partner, Ernst & Young Strategy and Consulting Co., Ltd.
(Japan), and EY Asia-Pacific Strategy Execution Leader

Katie Kummer

Partner, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Deputy Vice Chair, Public Policy

Kyle P. Lawless

Associate Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy

Steven Lewis

Director, EY Global Services,
and EY Research Institute Leader

Erika McClimans

Senior Associate, Creative Services Group,
Ernst & Young LLP (US)

Ehren Meditz

Supervising Associate, Creative Services Group,
Ernst & Young LLP (US)

Bridget M. Neill

Principal, Ernst & Young LLP (US),
and EY Americas Vice Chair, Public Policy

Mathew Nelson

Partner, Ernst & Young (Australia), and EY Global
Climate Change and Sustainability Services Leader

Carol Phethean

Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy

Ben Renier

Associate Director, Ernst & Young Core Business
Services BV (Belgium), and EY EMEA Public Policy
Insights Leader

Thomas L. Riesenber

EY Global Public Policy, Senior Advisor, ESG

執筆協力者 (続き)

Marc Siegel

Partner, Financial Accounting Advisory Services,
Ernst & Young LLP (US)

Shauna Steele

Director, Office of Public Policy, Ernst & Young LLP (US)

Leo van der Tas

Partner, Ernst & Young Accountants LLP (Netherlands),
and EY Global Leader IFRS Services

Julia Tay

Partner, Ernst & Young LLP (Singapore),
and EY Asia-Pacific Public Policy Leader

Tim Volkmann

Partner, Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft (Germany),
and EY EMEA Deputy Public Policy Leader

問い合わせ先

Global

Ruchi Bhowmik

Principal, Ernst & Young LLP,
and EY Global Vice Chair, Public Policy
ruchi.bhowmik@ey.com

Katie Kummer

Partner, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Deputy Vice Chair, Public Policy
catherine.kummer@ey.com

Carol Phethean

Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy
carol.phethean@ey.com

Kyle P. Lawless

Associate Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy
kyle.lawless@ey.com

Jessica Cunningham

Assistant Director, Ernst & Young LLP (US),
and EY Global Public Policy
jessica.cunningham@ey.com

Americas (北・中・南米)

Bridget M Neill

Principal, Ernst & Young LLP (US),
and EY Americas Vice Chair, Public Policy
bridget.neill@ey.com

Asia-Pacific (アジア・パシフィック)

Julia Tay

Partner, Ernst & Young LLP (Singapore),
and EY Asia-Pacific Public Policy Leader
julia.tay@sg.ey.com

EMEIA (欧州、中東、インド、アフリカ)

Andrew Hobbs

Partner, Ernst & Young LLP (UK),
and EY EMEIA Public Policy Leader
ahobbs@uk.ey.com

本レポートについて

Oxford Analytica社はEYのチームと緊密に協力し、サステナビリティ報告基準の未来、新たなサステナビリティ報告要件に企業がどのように準備すべきかについて、報告をまとめました。Oxford Analytica社の社内チームは、世界的な専門家ネットワークからのインサイト、政策決定・ビジネス・市民社会の各分野でのソートリーダー（識者）へのインタビュー、EYのリーダーや対象分野のプロフェッショナルとのワークショップを活用して作業を進めました。

FiscalNote社の傘下にあるOxford Analytica社は、地政学的な分析とアドバイスを提供する企業で、世界的な専門家ネットワークを通じてクライアントの戦略、事業運営、政策、投資についてアドバイスを行います。Oxford Analytica社の世界的問題に関する信頼できるインサイト、時宜にかなった判断は、クライアントが政治と経済、ビジネスと社会の結び付きが成功に欠かせない複雑な市場でのかじ取りをできるようにします。1975年に創設されたOxford Analytica社は地政学的リスク分析のパイオニアであり、現在は世界で極めて大きな影響力を持つ企業、政府、国際機関と取引があります。

巻末注

1. 「グループ・オブ・ファイブ」とは、CDP (旧名称：Carbon Disclosure Project)、気候変動情報開示基準審議会 (CDSB)、グローバルレポーティングイニシアチブ (GRI)、国際統合報告評議会 (IIRC)、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) を指します。SASBとIIRCは2021年半ばに統合され、バリュー・レポーティング財団 (Value Reporting Foundation, VRF) となります。
2. 非財務報告データは、企業や投資家の意思決定と説明責任、法規制面での企業活動の監視の判断材料となります。
3. “Consultation Paper on Sustainability Reporting,” IFRS Foundation, September 2020.
4. 国際金融協会によれば、ESG原則に基づく投資に充てられた運用資産は、2019年の8,600億米ドルから、2020年には1兆3,000億米ドルに増加しました。ESGに見せかけた転用資産がこの増加の一部に含まれ、世界全体で流動性が高まったとも考えられます。しかし、過去2年間に国連が支持する責任投資原則 (PRI) への加盟数は倍増し、約3,000の資産所有者、投資責任者、サービスプロバイダーが署名しています。全体で103兆米ドルの金融資産を運用しています。
5. 各ステークホルダーの影響のカテゴリーでも、グループ内の競争がある場合があります。例えば、投資コミュニティは企業コミュニティと対立する場合があります。
6. 長期的には、社会的主体が政治・政策やビジネスのインフルエンサーの影響を受けやすく、双方向で影響し合うのは十分議論の余地があります。
7. “People and Environment in Our Supply Chain: 2021 Annual Progress Report,” Apple, accessed 2 June 2021.
8. Hein-Anton Van Der Heijden, “Globalization, Environmental Movements, and International Political Opportunity Structures,” *Organization & Environment*, 1 March 2006.
9. Emilie M. Hafner-Burton, “Sticks and Stones: Naming and Shaming the Human Rights Enforcement Problem, International Organization,” 2 October 2008.
10. Michael Strange, “‘Act now and sign our joint statement!’ What role do online global group petitions play in transnational movement networks?” *Media, Culture & Society*, 22 November 2011.
11. Andreas G. F. Hoepner, Ioannis Oikonomou, et al., “ESG Shareholder Engagement and Downside Risk,” *European Corporate Governance Institute (ECGI) — Finance Research Paper Series*, 25 November 2016.
12. Jennifer Y. J. Hsu and Reza Hasmath, “A maturing civil society in China? The role of knowledge and professionalization in the development of NGOs,” *China Information*, 8 December 2016.
13. Franco Rubino and Francesco Napoli, “What Impact Does Corporate Governance Have on Corporate Environmental Performances? An Empirical Study of Italian Listed Firms,” *Sustainability*, 16 July 2020.
14. 企業の唯一の目標が株主のために金融資産価値を生み出すことだとする株主資本主義とは対照的です。(R. Edward Freeman, Kirsten Martin & Bidhan Parmar, “Stakeholder capitalism,” *Journal of Business Ethics*, 31 July 2007.)

巻末注(続き)

15. "Business Roundtable Redefines the Purpose of a Corporation to Promote 'An Economy That Serves All Americans'," *Business Roundtable*, 19 August 2019.
16. "Nasdaq to Advance Diversity through New Proposed Listing Requirements," *Nasdaq.com*, 1 December 2020.
17. Hao Liang and Luc Renneboog, "The Global Sustainability Footprint of Sovereign Wealth Funds," European Corporate Governance Institute, December 2019.
18. *Basic Inc. et al. v. Levinson et al.*, 485 U.S. 224, 108 S.Ct. 978, 99 L.Ed.2d 194.
19. "Consultation Document on the Update of the Non-Binding Guidelines on Non-Financial Reporting," European Commission, accessed 2 June 2021.
20. "GRI Universal Standards: GRI 101, GRI 102, and GRI 103 — Exposure draft," Global Sustainability Standards Board, 11 June 2020.
21. "Embracing the New Age of Materiality: Harnessing the Pace of Change in ESG," World Economic Forum, March 2020.
22. "Reporting on enterprise value: Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard," joint paper of the CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB, December 2020.
23. Reza Hasmath and Natalia Wyzzycka, "What Drives the EU's Contemporary Strategic Engagement with China?" International Political Science Association World Congress, 27 July 2015.
24. "Comments on Climate Change Disclosures" U.S. Securities and Exchange Commission, accessed 2 June 2021.
25. "Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups Text with EEA relevance," *Official Journal of the European Union*, 15 November 2014.
26. Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union, "Sustainable finance package," European Commission, 21 April 2021.
27. 次の3つのうち2つに該当する事業体です。①純売上高が4,000万ユーロを上回る。②バランスシートの資産が2,000万ユーロを上回る。③従業員数が250人を上回る。
28. "EU taxonomy for sustainable activities: what the EU is doing to create an EU-wide classification system for sustainable activities," European Commission, accessed 2 June 2021.
29. "Communication from the Commission to the European Parliament, the European Council, the Council, the European Central Bank, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: Action Plan: Financing Sustainable Growth," European Commission, 8 March 2018.
30. "A European Green Deal: striving to be the first climate-neutral continent," European Commission, accessed 2 June 2021.

巻末注 (続き)

31. Matteo P. Arena and Stephen P. Ferris, "A global analysis of corporate litigation risk and costs," *International Review of Law and Economics*, December 2018.
32. "Companies Act 2006," *legislation.gov.uk*, accessed 2 June 2021.
33. "The UK Corporate Governance Code," Financial Reporting Council, September 2012.
34. "Canada Business Corporations Act," *laws-lois.justice.gc.ca*, accessed 2 June 2021.
35. "Capital Markets Modernization Taskforce: Final Report January 2021," Government of Ontario, accessed 2 June 2021.
36. 2020年に計画されたESG開示義務化は、パンデミックにより延期されました。CSRCは2021年5月に、ESG開示をすでに実行しているすべての上場企業が年次報告、半期報告に「環境、社会に対する責任」という新たな項目を設け、開示情報を集約して報告することを提案しています。
37. "Listing Regulations Rules and Guidance: Environmental, Social and Governance (ESG)," Hong Kong Exchanges and Clearing Limited, accessed 2 June 2021.
38. "Spotlight on sustainability outcomes," UN Principles for Responsible Investment, accessed 2 June 2021.
39. Reza Hasmath, "The Century of Chinese Corporatism," *American Affairs*, Spring 2020.
40. "Foreign Investment Law of the People's Republic of China," effective 1 January 2020, *npcobserver.com*, accessed 2 June 2021.
41. "China Vows to Expand Stock Connect in Further Market Opening," *Bloomberg News*, 5 September 2020.
42. スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議(日本)、「『コーポレートガバナンス・コードと投資家と企業の対話ガイドラインの改訂について』の公表について」(金融庁、2021年4月6日)
43. "Global 500," *Fortune*, 2019.
44. Emily Chasan, "Global Sustainable Investments Rise 34 Percent to \$30.7 Trillion," *Bloomberg*, 1 April 2019.
45. ブルームバークのESG開示スコアは、企業が公開するESGデータ量を測定する独自のスコアであり、ESGパフォーマンスではありません。スコアの範囲は0.1~100です。全体的な開示スコアに寄与する各ESGデータポイントの有効性は、企業セクターのマテリアリティとの関連性をベースにウエイト付けされます。
46. "G20 Sustainable Finance Working Group," G20, 16 April 2021.
47. People's Bank of China. 2021. "Speech by Yi Gang, Governor of the People's Bank of China at the Roundtable of China Development Forum" [In Chinese], March 21. <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4211212/index.html>参照。
48. "Use of IFRS Standards around the world," International Financial Reporting Standards, 2018.

巻末注 (続き)

49. 1973年の国際会計基準委員会の創設から1990年の国際会計基準第31号発表まで。
50. "Larry Fink's 2021 letter to CEOs," *BlackRock.com*, accessed 2 June 2021.
51. Yvonne Diaz, "Embankment Project for Inclusive Capitalism releases report to drive sustainable and inclusive growth," *EY.com*, 16 November 2018.
52. "Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation," World Economic Forum, January 2020.
53. UN Sustainable Development Goals, *sdgs.un.org*, accessed 2 June 2021.
54. Jean-Paul Gauzès, "Final Report on the ad personam mandate on Potential Need for Changes to the Governance and Funding of EFRAG," European Commission, March 2021.
55. "Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 2020 Status Report," Financial Stability Board, 29 October 2020.
56. "The Paris Agreement," United Nations Climate Change, accessed 2 June 2021.
57. "Corporate Governance of Listed Companies in China: Self-Assessment by the China Securities Regulatory Commission," Organisation for Economic Co-operation and Development, accessed 2 June 2021.
58. Stephen Klemash, "Five ways boards can unlock ESG's strategic value," *EY.com*, 1 December 2020.
59. "Enterprise Risk Management: applying enterprise risk management to environmental, social and governance-related risks," Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission and World Business Council for Sustainable Development, October 2018.
60. Tim Gordon, "The CFO Imperative: How can corporate reporting connect your business to its true value?" *EY.com*, 23 February 2021.
61. "Measuring Stakeholder Capitalism: Towards Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation," World Economic Forum, 22 September 2020.

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY 新日本有限責任監査法人、EY 税理士法人、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2021 EY Japan Co., Ltd.
All Rights Reserved.

ED None

本書は *The future of sustainability reporting standards* を翻訳したものです。英語版と本書の内容が異なる場合は、英語版が優先するものとします。

ey.com/ja_jp

